

第6期 南部箕蚊屋広域連合 介護保険事業計画

ダイジェスト版



目 次

計画策定にあたって	1
高齢者の状況	2
介護保険事業の見込み	3
第1号被保険者保険料	5
地域支援事業の取り組み	6
地域包括ケアシステム構築のために	7



まちとむら 未来をひらく 広域連合

南部みのかや広域連合

〒689-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺 377 番地 1 (南部町役場法勝寺庁舎内)
電話: 0859-39-6222 ファックス: 0859-39-6223 ホームページ: <http://www.nan-mino.jp/>

- 南部町健康福祉課
- 伯耆町健康対策課
- 日吉津村福祉保健課

鳥取県西伯郡南部町倭 482
鳥取県西伯郡伯耆町吉長 37-3
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15

電話 0859-66-5524
電話 0859-68-5535
電話 0859-27-5952

計画策定にあたって

● 計画策定の趣旨

わが国では、死亡率の低下に伴う平均寿命の延びと少子化の進行による若年人口の減少から、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しており、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる平成37年には、全国的に高齢化のピークを迎えます。このたび、平成37年を見据えて介護保険制度において①地域包括ケアシステムの構築、②費用負担の公平化の2点が大きく変更されました。このため、第6期介護保険事業計画では、基本目標を「高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり」とし、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

● 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

● 計画の基本的な考え方

本計画の実施にあたっては、次の基本目標と4つの基本方針に沿った施策の推進を図ります。

基本目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、
地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり

① 地域包括ケアシステムの構築

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」を構築できるよう支援します。

② 介護予防、維持・改善の推進

地域で自立した生活を維持するためには予防、状態の維持・改善が重要です。生活機能の低下が疑われる高齢者の早期把握と、状態に応じた介護予防サービスの提供を行い、介護予防を推進します。

③ 認知症支援策の充実

認知症に対するケア体制を構築するとともに、地域における認知症への理解と啓発を進めるなど、認知症高齢者への支援を図ります。

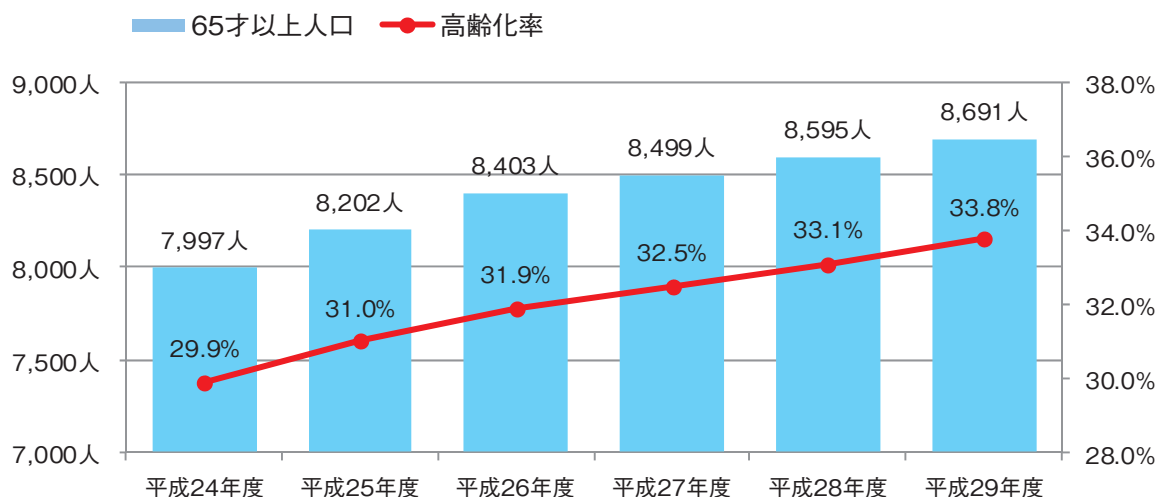
④ 個人の尊厳の保持

介護を必要とする高齢者が、尊厳を持って生活でき、その意思が最大限尊重されることが大切です。高齢者が有する能力に応じた日常生活を営めるよう支援します。

高齢者の状況

● 高齢者人口等の現状と推計

65歳以上の高齢者人口は、新たに65歳になられる方が多いため、徐々に人数が増加しています。平成29年には8,691人、高齢化率は33.8%になると見込みました。

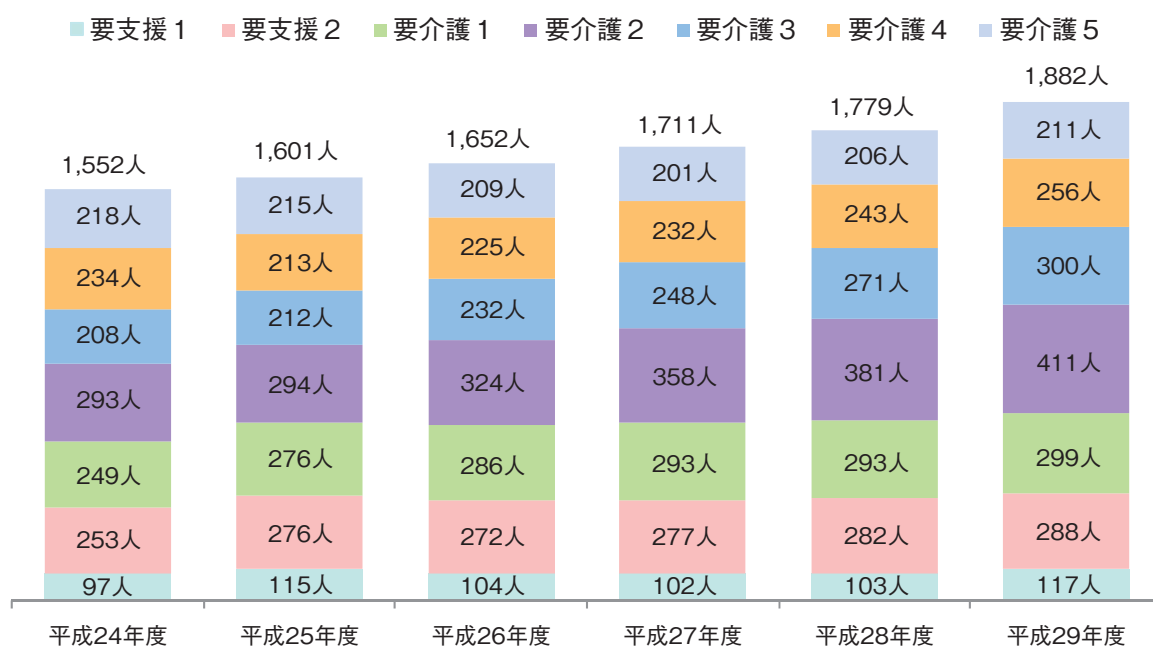


(各年9月30日現在)

● 要介護認定者の現状と推計

要介護（要支援）認定者数は、高齢者数と同じく年々増加を続けています。

今後も高齢者の増加によって少しずつ伸びてくることが予想されます。このため、平成29年度で1,882人になると見込みました。



介護保険事業の見込み

● 介護保険サービス利用量の見込み

■ 居宅介護（介護予防）サービス

各サービスの実績を基に、高齢者人口の伸びや利用率の変化、施設整備の状況などを勘案してサービス量を見込みました。

(年間サービス利用量)

サービス種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付
訪問介護	32,372回	708回	33,929回	336回	35,852回	29回
訪問入浴介護	70回	0回	80回	0回	78回	0回
訪問看護	3,020回	640回	3,121回	734回	2,990回	854回
訪問リハビリテーション	5,580回	1,277回	7,160回	1,657回	9,247回	1,898回
居宅療養管理指導	760人	60人	841人	60人	960人	60人
通所介護	64,732回	816回	68,432回	384回	73,531回	33回
通所リハビリテーション	26,017回	1,056回	28,020回	1,200回	30,131回	1,296回
短期入所生活介護	9,769日	205日	11,113日	262日	12,809日	353日
短期入所療養介護	3,986日	68日	3,989日	84日	4,098日	108日
特定施設入居者生活介護	324人	36人	324人	36人	324人	38人
福祉用具貸与	4,536人	972人	5,028人	1,080人	5,700人	1,212人
特定福祉用具購入費	108人	48人	108人	48人	120人	54人
住宅改修費	84人	48人	92人	54人	100人	52人
居宅介護支援	8,700人	2,940人	9,324人	3,072人	10,092人	3,228人

■ 地域密着型介護（地域密着型介護予防）サービス

地域密着型介護サービスは、現在の利用状況と介護度の変化を勘案し、各サービスの利用量を見込みました。定員19人未満の通所介護事業所は、平成28年から地域密着型通所介護（仮称）に移行することとされていますので、平成28年度以降のサービス量を見込んでいます。

地域密着型介護予防サービスについては、本広域連合内に事業所がないことや、給付実績がないことから、本計画期間では実績を見込んでいません。

(年間サービス利用量)

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24人	24人	24人
認知症対応型通所介護	1,236回	1,453回	1,518回
認知症対応型共同生活介護	660人	660人	660人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	360人	360人	360人
地域密着型通所介護（仮称）		1,112回	1,195回

■施設サービス

施設サービスについては、新たな施設整備が予定されていないため、現在の利用状況と施設入所者の介護度の変化を勘案し、各サービスの利用量を見込みました。

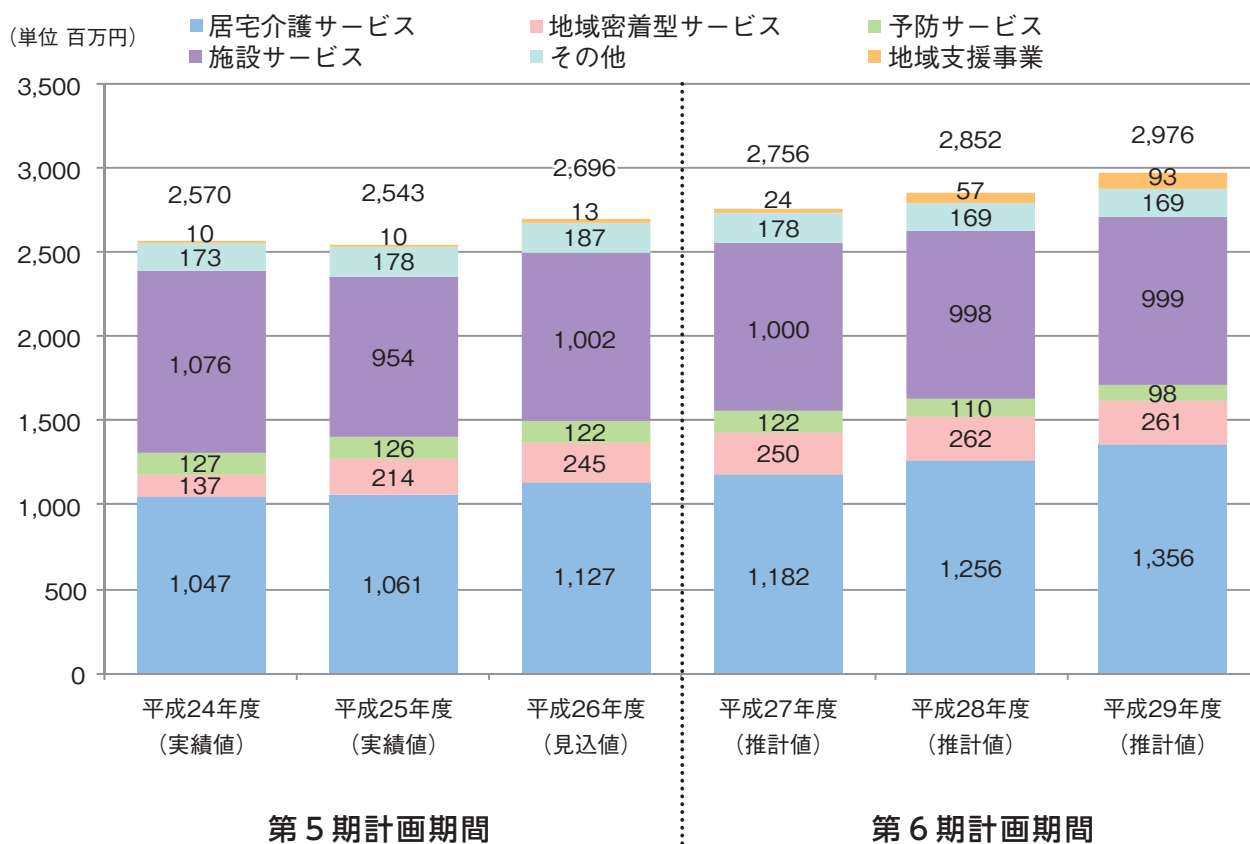
(年間サービス利用量)

サービス種類	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護老人福祉施設	1,884人	1,884人	1,884人
介護老人保健施設	1,752人	1,752人	1,752人
介護療養型医療施設	120人	120人	120人

●介護保険事業費の現状と見込み

介護保険の事業費は、第5期計画期間（平成24年度～平成26年度）の3年間では、約78億円の実績（見込）となります。

本計画期間（平成27年度～平成29年度）の3年間では、約86億円（10.4%の増）と推計しています。



第1号被保険者保険料

● 保険料設定の考え方と保険料基準額

本計画期間の介護保険料は、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険事業の費用額を基に算出されます。本計画期間の保険料収納必要額については、第1号被保険者の負担割合の増（21%→22%）を始め、要介護認定者の増加によるサービス利用量の増や、地域支援事業の充実により大幅な増加が見込まれています。

介護保険事業を安定的に運営し、将来的な制度の持続性を確保するためには、被保険者の皆さんに応能分の負担をいただく必要がありますが、税や他の社会保障負担との関係からみても高齢者の負担能力に限界があること、低所得者が多いことなどから、本計画でも給付と負担のバランスを図りながら保険料の上昇抑制に努めました。

また、第5期計画期間中に積み立てた準備基金を取り崩して保険料収納必要額に充てることにより、月額保険料基準額について284円程度の上昇抑制を図りました。さらに、低所得者（住民税非課税世帯）の保険料負担を軽減するための新たな公費（国・県・町村）の投入を図ります。

第5期（平成24～26年度）
保険料基準額 58,200円
（月額 4,850円）



第6期（平成27～29年度）
保険料基準額 65,000円
（月額 5,417円）

● 所得段階別介護保険料

所得段階 区分	対 象 者	負担割合	介護保険料額 （年額）
第1段階	生活保護受給者・市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.50	32,500円
第2段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円を 超え120万円以下	0.75	48,700円
第3段階	市町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が120万円超	0.75	48,700円
第4段階	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が 80万円以下	0.90	58,500円
第5段階 （基準額）	市町村民税世帯課税、本人非課税で公的年金収入＋合計所得金額が 80万円超	1.00	65,000円
第6段階	市町村民税本人課税（合計所得金額が120万円未満）	1.20	78,000円
第7段階	市町村民税本人課税（合計所得金額が120万円以上190万円未満）	1.30	84,500円
第8段階	市町村民税本人課税（合計所得金額が190万円以上290万円未満）	1.50	97,500円
第9段階	市町村民税本人課税（合計所得金額が290万円以上490万円未満）	1.70	110,500円
第10段階	市町村民税本人課税（合計所得金額が490万円以上）	1.80	117,000円

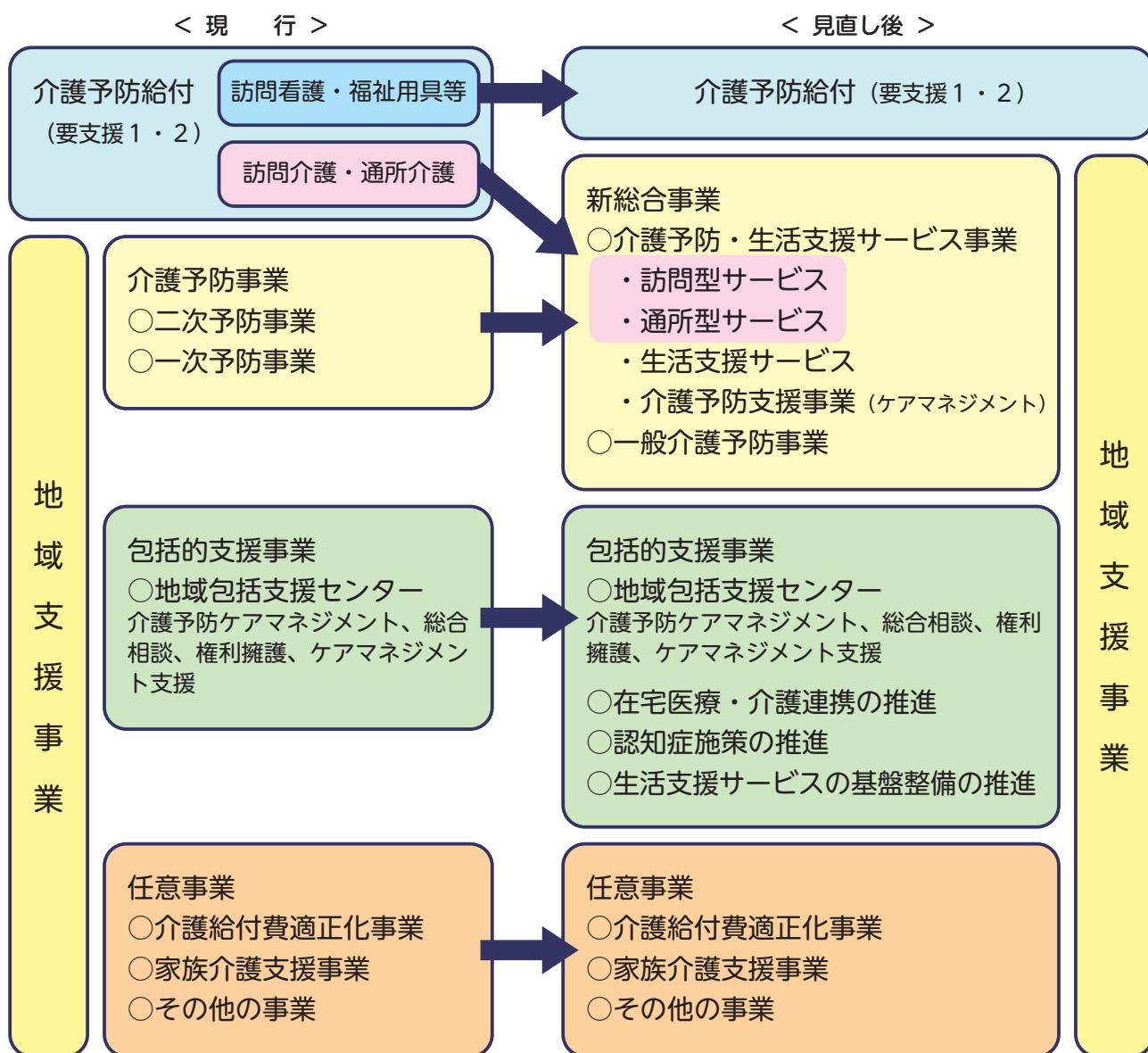
※年額を計算する際は100円未満が切捨てとなります。

地域支援事業の取り組み

地域支援事業は高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

今回の法改正で、第6期計画期間中に「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、新総合事業といいます）を実施することになりました。これまで介護予防給付（要支援１・２）として提供されていたサービスのうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、段階的に新総合事業に移行していきます。また、NPO組織・民間企業・ボランティアなど、地域の多様な事業主体により地域の実態に合う多様な生活支援サービスを提供できるようになります。本広域連合では、平成27年度を準備期間とし、平成28年度から新総合事業に取り組みます。

また、これまでの地域包括支援センター業務に加え、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備等を実施することによって、包括的支援事業を充実させていきます。



地域包括ケアシステム構築のために

高齢者の要介護度が重度になっても、住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に、切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるため、次のことに取り組みます。

● 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、様々な局面で在宅医療と介護保険サービスが連携を図ることのできる体制の整備などに取り組みます。

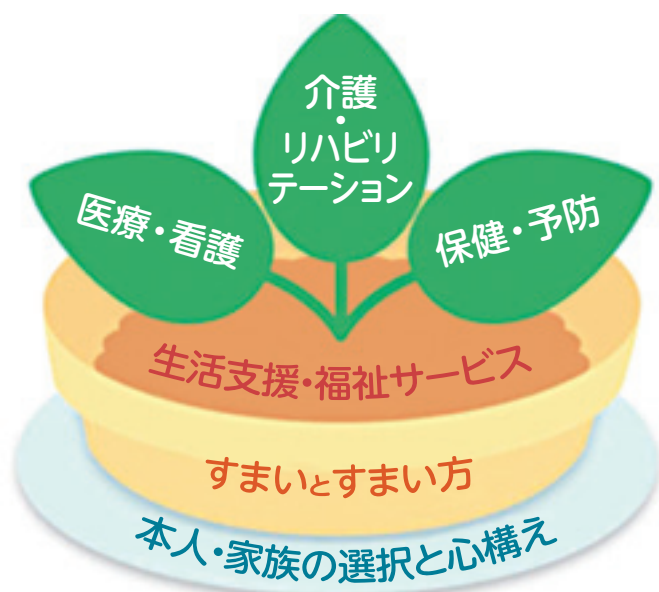
● 認知症施策の推進

認知症高齢者が住み慣れた地域で、安心して尊厳を保ちながら生活できるよう、認知症に対する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を行っていくとともに、医療と介護の連携を強化していきます。

平成27年中には本連合内に「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症高齢者とその家族を地域全体で支援していくためのネットワークづくりを行います。また、認知症の早期の段階から適切な診断と対応が可能となるよう「認知症初期集中支援チーム」を平成30年4月までに設置します。

● 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

平成27年には生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を本連合に設置します。生活支援コーディネーターは構成町村の実情に合った生活支援・介護予防サービスの充実に向け、地域資源のネットワーク化や、不足しているサービスの把握を行います。また、構成町村ごとに生活支援コーディネーター及び協議体（関係者、組織のネットワーク）を設置する援助を行います。



自助

介護保険・医療保険の自己負担部分
市場サービスの購入
自身や家族による対応

互助

費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取り組み

共助

介護保険・医療保険制度による給付

公助

介護保険・医療保険の公費部分
自治体等が提供するサービス